平成２７年（フ）第５７２号
堺市西区浜寺元町３丁247番地
債務者　江崎百合子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
広島県三次市三次町1526番地１フレグランスＢ―101号
債務者　稲葉　　勧
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第９１６号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑540番地１
永吉謙二方
債務者　河村　伸一
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６１号
福岡市東区和白４丁目24番44号
債務者　吉野　美幸
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５号
長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷460番地２、住民票上の前住所長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷434番地５
債務者　浜迫　　宏
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第２０１号
岐阜市茜部中島２丁目22番地２
債務者　市川　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８５２号
福岡市博多区新和町２丁目３番38―201号
債務者　高田　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７５号
福岡市早良区干隈６丁目８番39―306号、前住所福岡市早良区有田６丁目25番４号
債務者　藤目　浩美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７９号
福岡市東区馬出１丁目７番７―403号
債務者　佐々木淳彦
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９０４号
福岡市南区柳瀬１丁目11番11―201号
債務者　八尋　大成
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１４号
福岡市中央区唐人町１丁目５番14―505号
債務者　大橋　一文
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地53
債務者　安部　隆子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９１９号
福岡市南区桧原３丁目25番13―101号
債務者　近藤　知佳（旧姓結城）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２３号
福岡市博多区板付７丁目３番28号
債務者　中原　　勇
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９２９号
福岡市東区箱崎４丁目38番13―201号
債務者　村上　三和（旧姓小坪・由留部）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３０号
福岡市中央区小笹１丁目22番38―301号
債務者　後藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３７号
福岡市博多区博多駅南５丁目19番14―205号
債務者　松本　誠二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４６号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目８―23―401号、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字隈185番地
債務者　田中　幸枝
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部